

■課税免除等の申請を行う前にご確認ください。

長崎県税条例において、地域振興を図るため、県内の過疎、離島、半島地区の事業活動を行う法人に対し、一定の要件を満たした場合に限り、不動産取得税、法人事業税（所得割のみ）の課税免除（税金の全額または一部の免除）や不均一課税（税率の一部軽減）を適用する制度を定めています。

※課税免除・不均一課税（以下、「課税免除等」とします）

<ご注意ください>

法人事業税の申告税額が欠損等によりゼロの場合は、申請書の提出は不要です。

★「不動産取得税」は、不動産（土地・建物）の取得に対し、その取得者に1度のみ課されます。課税免除等も初年度の1度のみ申請・適用となりますので、今回は対象外です。

★「法人事業税」は、「所得割」のみが対象となります。ただし、欠損等で所得割の申告税額がゼロの場合は、適用されません。

法人事業税は、設備を事業の用に供した日の属する事業年度以降3箇年度まで申請することができます。

■「課税免除等申請書(様式第80号)」について

- ・今回の課税免除等の対象税目は「法人事業税」のみです。

項目	記載内容
申請日	申請日を記載 (郵送の場合は消印の日付を申請日として判断します。申請期限にご注意ください。)
住所又は所在地	法人に係る(申請日時点における)内容を記載。
氏名又は名称	
代表者氏名	
法人番号	
事業の種類	1年目の申請時と同じ内容を記載。
所在地	
名称	

当該設備を構成する減価償却資産の取得価額	1年目の申請時と同じ内容を記載。
建物の敷地の取得日	
建物等の建設着手日	
完成日	
操業開始日	
県内に有する事務所又は事業所の従業者の数	別に作成する（様式9）「従業者数明細書」の <u>期末時点の県内の全従業者数</u> を記載。
新設又は増設した設備に係る従業者の数	別に作成する（様式9）「従業者数明細書」の <u>期末時点の「新・増設に係る従業者数」</u> を記載。
課税免除の適用を受ける事業年度又は年	今回、課税免除等を申請する事業年度を記載。
新增設に伴う増加生産額（従前の生産額）	1年目の申請時と同じ内容を記載。
納税地を所管する税務官署名	申請日時点における内容を記載。
青色申告書提出の有無及び承認日	1年目の申請時と同じ内容を記載。

■「従業者数明細書（様式9）」について

- ・先に様式10を作成し、それを確認しながら様式9を作成してください。
- ・前期末日付けで退職等をした従業者を差し引いた人数が、当期の期首の従業者数となります。
- ・「月末人員」欄は、前月末の人員数に、当月の増減を加味した結果を記載します。
- ・様式9に記載の注1～4、また、別途添付する記載例を参考に作成してください。

■「従業者名簿（様式10）」について

- ・従業者名簿（様式10）に記載する従業者の範囲は以下のとおりです。

法人に勤務する県内の従業者

（重役・顧問（非常勤含む）、アルバイト・パート等も含む。）

※ただし、以下の従業者を除きます（名簿に記載しない。）

○従業員を教育する施設で研修を受けている者

○勤務する施設が事務所等に該当しない施設（常時船舶乗組員、現場作業所）に勤務する者

- ・「従業者名簿」は、前回提出した名簿を更新するイメージです。作成については、以下の点に留意してください。

- ① 前回の名簿に載っている従業者は、前回と同じ番号を振ってください。
- ② 前期中に退職等をして現在在籍していない従業者は、番号～退職年月日の欄までを記載し、勤務期間欄（各月の勤務状況欄）を空欄としてください。
- ③ 新規に雇用された従業者は、前回提出した名簿の末番の次に記入してください。

- ・分割法人については、県税の申告時に添付する「課税標準の分割に関する明細書」（第10号様式）の「長崎県」欄に記載する従業員全員を記載します。
⇒ 従業者としてカウントする範囲は、分割法人の分割基準にかかる範囲と同一であるため、当該名簿に記載する従業者の人数は分割法人が確定申告する場合に添付する「課税標準の分割に関する明細書」第10号様式）の「長崎県」欄に記載する従業者数と一致しなければなりません。

<従業者名簿の「●」「○」「空欄」の判断について>

「●」は、取得等した設備に従事する従業者

「○」は、●以外の長崎県内にある工場等に従事する従業者

◆以下の従業者は、当該月を「●」又は「○」にしてください。

- ・当該月の末日に勤務している従業者
- ・当該月の末日に有給休暇を取得している従業者
- ・雇用契約により当該末日に勤務が免除されている従業者（日雇労働者を含む）
- ・当該月の末日が法人の休日であり、その休日の前日に勤務している従業者（雇用契約により休日の前日も勤務不要である従業員を含む。）

◆以下の従業者は、当該月を「空欄」にしてください。

- ・月の末日の前日までの間に解雇または退職した従業者。
- ・病気休暇、産前産後休暇取得者、育児休業者、組合専従者、休職者、欠勤者等で連続して1ヶ月以上の期間にわたって勤務がなかった従業者

■「法人税(国税)の確定(修正)申告書」について

- ・申告書の写しを提出してください。
※電子申告の場合は受領した受付メッセージのページも印刷し添付ください。
- ・課税免除等の申請中に修正申告を提出した場合も提出してください。
- ・課税免除等の申請期限は確定申告の期限と同一になります。確定申告日の都合で当申請への添付が遅れる場合は、後日、追加で送付をお願いします。

作成でご不明な点がございましたら、
長崎振興局税務部へお問い合わせ
ください。電話 095-821-9434

